

バスケットボール用車いすの貸出しについて

川崎市では、障害のあるなしに関わらず、誰もが日常的にスポーツに親しめる環境づくりを進めています。

障害者スポーツの普及促進を図るため、バスケットボール用車いす（10台）の貸出しを次のとおり開始します。

障害者スポーツ体験イベント等で御活用いただきますようよろしくお願いいたします。

- 1 貸出開始日 平成30年1月9日（火）
- 2 貸出 台数 最大10台
- 3 保管場所・台数 幸スポーツセンター（5台）
TEL 044（555）3011
高津スポーツセンター（5台）
TEL 044（813）6531
- 4 貸出方法 貸出しの流れは、以下のとおりです。



バスケットボール用車いす貸出しの流れ

- 1 希望者は、使用日の2週間前までに市民文化局市民スポーツ室へ申請書を提出する。
↓
- 2 市民文化局市民スポーツ室で確認後、貸出しできる場合は、申請者へ承諾通知書を送付する。
↓
- 3 申請者は、承諾通知書が届き次第、保管場所の幸スポーツセンター又は高津スポーツセンターに連絡し、調整した日時に運搬する。（運搬用車両は、使用者で手配をお願いします。バスケットボール用車いすを5台以上使用したい場合は、それぞれの問い合わせ先に連絡してください。）
↓
- 4 イベント終了後、貸出しを受けたスポーツセンターへ返却する。（イベント終了後は、速やかに返却をお願いします。）

※使用期間は、原則1週間を超えないものとします。

※使用状況によっては、御希望に添えない場合があります。

市民文化局市民スポーツ室障害者スポーツ担当

電話 044-200-3547

FAX 044-200-3599

Mail 25sports@city.kawasaki.jp